

離婚後の「共同親権」成立

父母で協議、選択

改正民法

婚姻中の父母に認められている共同親権を離婚後も可能とする改正民法が17日、参院本会議で賛成多数で可決、成立した。離婚後の共同親権の導入は1898年の明治民法の施行以降初めて。1947年の民法改正で定められた「婚姻中は共同、離婚後は単独」の親権のあり方が77年ぶりに見直される。公布から2年以内に施行される。

2年以内に施行



(社会面に関連記事)

改正法は、父母が離婚する際に単独親権か共同親権かを協議し、意見が折り合わなければ家裁が「子の利益」の観点から親権者を判断する。既に離婚している父母も親権変更の申し立てができる。
一方の親による家庭内暴

親権

未成年の子に対して親が持つ権利と義務。主に、子の身の回りの世話(監護)や教育、子の居所指定をする「身上監護」と、子の財産を管理する「財産管理」からなる。現行民法は801条で「父母の婚姻中は、父母が共同して行い」として婚姻中の共同親権を定める。一方、810条で「父母が離婚するときは、一方を親権者と定めなければならない」として離婚後の単独親権を規定している。

重し、協力する義務があることを明記した。

これまで解釈に委ねられていた親権行使のルールも定めた。婚姻中も離婚後も共同親権下では、子に関する決定を父母が共同で判断するとしつつ、子に関する「日常の行為」や、父母の

協議や家裁の判断を待つことが不利益を受ける「急迫の事情がある」場合には、父母一方が単独で親権を行使できると整理した。
改正法は離婚時、離婚後のルールも全般を見直した。離婚後の養育費の着実な支払いにつなげるため、改正法は、養育費の請求に特権を与えて、支払い義務

がある親に、他の債権者に優先して養育費を支払わせる仕組みを整備した。養育費に関する父母間の合意や協議がなくても、子を養育する親が、子の最低限度の生活に必要な一定額を請求できる「法定養育費」制度も新設した。

離婚や別居で別居親と子の交流が滞ると、親子関係に摩擦が生まれることもあるとの指摘を踏まえ、調停や審判の手続き中に、家裁が試行的な親子交流の実施を促すことができる規定も設けた。
父母双方が協力して得た財産を離婚時に分ける財産分与についても、請求できる期間を2年から5年に延長した。【三上健太郎】

した。また、婚姻の有無にかかわらず、父母は子の利益のため、互いに人格を尊

力(DV)や虐待の恐れがあり、父母が共同して親権を行うことが困難と認められれば、家裁は必ず父母どちらかの単独親権とする。父母の合意がない場合でも、家裁が子の利益にかなうと判断した場合は、共同親権とされることもある。
改正法は、子に対する父母の責務を明確化し、父母は子の人格を尊重して子を養育しなければならないと

離婚後の共同親権導入を盛り込んだ改正民法が賛成多数で可決・成立した参院本会議—国会内で17日午後1時7分、前田梨子撮影

「共同親権」ルール明文化

文化明ルール「共同親権」

改正民法成立

「単独」との境界確認

協議不調時家裁が判断

離婚後も父母が共同して親権を行使する仕組みを盛り込んだ改正民法が17日、参院本会議で可決、成立した。国会では親権行使のルールや家裁の役割を巡って政府側をたたく質問が相次いだ。審議を通じ、制度に対する懸念や疑問は解消できたのか。

【三上健太郎、巽賢司】

離婚後の共同親権導入は、父母が離婚後も子に関わる「子の利益」にかなうというコンセプトで制度設計されている。しかし、子に関する決定で父母の意見が分かれることもあり得るため、どう対処していくことになるかが国会審議の焦点となった。

現行民法は婚姻中の共同親権を規定するが、実は親権の共同行使の具体的なルールは定められていない。このため改正法は、離婚後共同親権の導入をきっかけに、婚姻中も含めた共同親権のあり方を明文化した。

改正法は、親権は父母が共同で行使するとし、意見が合わない場合は家裁が調整する手続きを創設した。加えて「急迫の事情がある」場合や「日常の行為」に当たれば、父母の一方が単独で行使できると規定した。

ただ、衆参の法務委員会では、共同行使と単独行使の境界が曖昧だと、質問が集中した。政府側の答弁を総合すると、親権の共同行使の対象となるのは「子に重大な影響を及ぼす決定だ。進学先の選択や子を伴った引っ越し、命に関わる医療行為、就職の許可が主な例として挙げられる。父母の意見が合わないなら

ば家裁が調整することになるが、結論を得るまでに時間がかかり、子の利益が損なわれることもあり得る。家庭内暴力(DV)や虐待からの避難のほか、試験合格後に短期間で入学手続きが締め切られる場面や、事故に遭って緊急に手術が必要になる場面では、速やかな決定が必要だ。

政府は、こうしたケースを「急迫の事情」とみなして、単独で親権を行使できる道筋を提示。母体保護法で手術可能な期間が制限されている人工妊娠中絶については、妊娠初期段階でも

共同親権下の子に関する決定の線引きイメージ	
父母双方で決定	子に重大な影響がある
	・進学先の選択
	・引っ越し
	・生命に関わる医療行為
急迫の事情がある	・家庭内暴力(DV)や虐待からの避難
	・緊急の手術(人工妊娠中絶など)
	・短期間での入学手続き
	・日常の行為
父母どちらか単独で決定	・食事、服装、習い事の選択
	・高校生のアルバイトの許可
	・日常的な薬の服用
	・観光目的の短期海外旅行
	・一般的なワクチン接種

※国会審議の政府答弁に基づく

DV・虐待迅速判定急務

「裁判所は今でもDV、虐待を見抜けていない。共同親権の導入で忙しくなって適当な扱いになってしまわないか不安」。4月の衆院法務委で、参考人としてDV被害者の立場から意見を述べた女性は家裁への不信感を口にした。

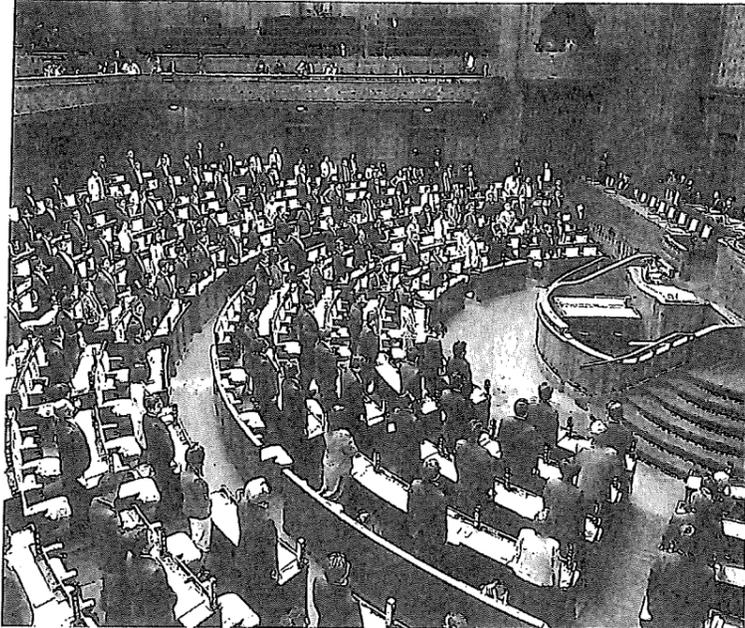
離婚後共同親権が導入されると、父母は離婚時に共同か単独かを協議し、意見が対立すれば家裁が親権者を選ぶ。DVや虐待の恐れがあれば必ず単独親権とな

る仕組みだが、国会では家裁が不適切な離婚後の共同親権を排除できるかについても議論が交わされた。

離婚後共同親権の対象外となるDVには身体的暴力に加え、人格を攻撃したり、十分な生活費を渡さなかったりする精神的・経済的DVも含まれる。家庭内の言動は外部から見えず、証拠も残りにくい。政府は、父母の一方にDVや虐待の恐れがあることの証明の責任を負わせるわ

けではなく、双方の主張や出された証拠に加え、家裁が必要に応じて関係機関から情報を収集することもあった。病院の診断書のような客観証拠がなかったとしても行政への相談記録をはじめ、さまざまな事情が考慮されるとみられる。ペテランの家事裁判官は「確かに家庭内の暴力は見えにくい。父母の関係やスマートフォン記録、暴力を受けた後の被害者の行動を追っていけば、分かる

最高裁は、弁護士に裁判官と同等の権限を持たせる「家事調停官」の増員の検討や、審理の長期化の要因分析に着手したと明らかにしたが、根本的な解決につながるかは見通せない。体制の充実とスピード感を持った審理をどう実現していくのかが、今後の大きな課題となる。



親権が法律に明記されたのは1898年に施行された明治民法からだ。ただ、明治民法は、一家の長が強大な権限を持つ「家」制度が取られており、子は「家に在る父の親権に服す」とされ、子に対する父の支配権の性格が色濃かった。

離婚後も「子の利益」守る

戦後になって個人の尊重や男女平等を掲げた日本国憲法が制定されると、1947年の改正民法の近代化が図られた。「家」制度は廃止され、親権は父母の婚姻中は、父母が共同して行うこと改められ、離婚後は父母のいずれかが親権を持つ仕組みになった。それから70年余が経過し、

社会は変わった。86年に男女雇用機会均等法が施行されると、女性の社会進出が進んだ。94年には、子どもが権利を持つ立場にあることを約束した「子どもの権利条約」を批准。家族の形は多様化し、家族法制は2010年代に入ってから見直し相次ぐ。

11年の民法改正では、虐待から子を守るため、親権停止制度を新設し、離婚時に父母が養育費と親子の交流について取り決めることも求めた。13年には非嫡出子の相続分を、嫡出子の半分としていた規定が撤廃。22年改正では、子が無戸籍になる問題の解消を図るため、「嫡出推定」が

「急迫の事情」に含まれると明言した。また、子の身の回りの世話や教育に関する「日常の行為」は、単独で決定できる。具体例としては日々の食事や服装・格好、習い事の選択のほか、高校生の放課後のアルバイトの承認や一般的な薬の投与・ワクチン接種が挙げられる。法務省幹部は「単独で親権行使できる規定は設けたが、単独で好きに決めていいと推奨しているわけではない。子にとってどのような選択が望ましいか、父母間で話し合うことは重要だ」と指摘する。

衆参法務委は単独で親権行使が可能な具体例をガイドラインで明らかにするよう求めた。小泉龍司法相は国会答弁で「子の利益の観点から、父母双方が適切な形で子の養育に関わり、その責任が果たされることを期待している」と訴えた。

ただ、政府が答弁を繰り返しても不安の声が尽きないのは、役割が増す家裁の体制が充実しているとは言いがたいからだ。国会では「今の家裁に迅速な判断ができるのか」との問いが繰り返された。

最高裁によると、2024年4月現在、裁判官が常駐していない家裁支部は全体の2割に上る44カ所ある。21年の国会答弁では、東京家裁では1人当たり約500件を担当する裁判官もいるとされた。23年の子の監護に関する平均審理期間は争いの種類によって異なるものの、6・2・11・6カ月と長期化傾向にある。

最高裁は、弁護士に裁判官と同等の権限を持たせる「家事調停官」の増員の検討や、審理の長期化の要因分析に着手したと明らかにしたが、根本的な解決につながるかは見通せない。体制の充実とスピード感を持った審理をどう実現していくのかが、今後の大きな課題となる。

離婚乏しい親支援

共同親権協議 浸透なるか

離婚後の共同親権導入を盛り込んだ改正民法が17日、成立した。日本では年間20万組前後が離婚を選ぶが、支援が乏しく、離婚時に父母が「子の利益」について協議する慣習は浸透していない。施行までに解決すべき課題は多いと指摘する。専門家もおり、制度が定着するかは未知数だ。

「離婚が子どもにどんな影響を与えるか知っていますか」。3月下旬、一般社団法人「家族のためのADR推進協会」（東京）の事務所、元家裁調査官の小泉道子代表（46）がパソコンに向かって呼び掛けた。オンラインでつながっているのは離婚を考えている十数人。小泉さんが講師を務める東京都板橋区主催の「親講座」の一コマだ。



東京都板橋区主催のオンラインでの親講座で参加者に講演する元家裁調査官の小泉道子さん＝3月（画像の一部を加工しています）

親講座は、離婚後の子どもの養育に関する情報提供を目的とする。参加者は子どもの心のケアを学んだり、生活相談に乗ってもらったりして、自身の離婚について考える。小泉さんは前職の経験を生かし、2017年12月に裁判外紛争解決手続き（ADR）の認証を取得。19年12月から親講座も始め、全国の自治体から講師の依頼が相次ぐようになった。

この日は「父母で深刻な話や口論は子どもの目の前でしない」といった対応法を紹介。子どもが父母が離婚するのは自分のせいと自らを責めるケースにも触れ、小泉さんは「離婚に対する子どもへの説明は欠かせない」と訴えた。

実際、父母の対立に直面する子どもの心情は複雑だ。未成年時に父母の別居・離婚を経験した1000人に実施した21年の法務省の調査では、当時の気持ちについて「仲直し（いい感じ）」（30％）と望む一方、「早く離婚・別居してほしい」（21％）との声も目立った。

海外では離婚手続きに入る前、離婚に巻き込まれる子どもの心理を学ぶ講座の受講が義務づけられるケースがあるが、協議離婚が9割を占める日本では当事者任せにされがちだ。

離婚を選ぶ父母へのサポート不足が養育費の不払いや親子交流の実施率が低くなる一因との指摘もあり、国は19年度から離婚前後の親支援事業を行う自治体に補助を始めた。ことも家庭庁によると、22年度の実績は176自治体に上り、増加傾向にある。小泉さんは「自治体が関与することに抵抗があるかもしれないが、父母が子どもに関わることを決めないまま離婚届が出されれば、子どもは享受すべき権利を失う」と話す。

離婚前の親講座を巡っては、法制審議会（法相の諮問機関）の部会で受講を協議離婚の条件とする案が検討されたものの、見送られた。ただ、政府は国会審議を通じ、親講座の受講を促進する考えを示している。

小泉さんは離婚後の共同親権が可能になれば、父母が離婚後の「子の利益」を協議するケースは高まるとみる。「家庭内暴力（DV）や虐待で悩むケースは除き、親権を巡って父母で意見が分かれた場合、家裁だけでなく、ADRの活用も広がってほしい」と期待を寄せる。【飯田憲、写真も】

「単独行使」指針制定が必要 法制審部会委員・原田弁護士



原田直子弁護士

法制審議会の部会委員として離婚後の共同親権の導入を柱とする改正民法の立法プロセスに携わった原田直子弁護士（福岡県弁護士会）は、運用面で課題が多いとみる。中でも共同親権下でも単独で親権行使できるケースを整理したガイドライン制定が急務だとし、「検討会を設置し、当事者や実務家の意見を広く聞くべきだ」と指摘した。

改正民法は「日常の行為」や「急迫の事情がある」場合には、共同親権下であっても単独で親権が行使できるとしている。ただ、何を以て「急迫」とするのか、範囲が不明確である点は国会でも議論になった。

慎重な国会審議を求めた福岡や京都などの弁護士会も懸案として挙げており、原田さんは「学校や役所、病院が父母の同意や共同親権の確認を求めて慎重になり、子どもが困る」と危惧。どんな場面で親権行使が共同か、単独で可能かを明示するガイドラインの必要性を強調した。

社会保障制度を巡っても高校授業料を無償化する「就学支援金」の給付について、政府が国会審議で「親権者2人の所得で判定する」と答弁し、波紋を呼んだ。原田さんは「同居親の収入を踏まえた形での整理が必要だ」と求めた。

また家庭内暴力や虐待の恐れを適切に判断できるよう家裁が対応力を高めるべきだとし、子どもの意思尊重のため弁護士がサポートする「子どもの手続代理人制度」を公費で利用しやすくするといった環境整備も必要と提言する。

改正民法は公布から2年以内に施行される。衆参の法務委は付帯決議で、原田さんと同様の問題意識を基に、国と最高裁に注文を付けた。ただ、決議には法的拘束力はない。原田さんは「施行は付帯決議の事項に全て心えからにすべきだ」と訴えた。【青木絵美】